

船舶の管理に関する達を次のように定める。

昭和44年2月24日

防衛大学校長 大森 寛

船舶の管理に関する達

改正 昭和57年7月26日防衛大学校達第3号

平成元年4月20日防衛大学校達第8号

平成19年8月29日防衛大学校達第12号

平成21年3月31日防衛大学校達第6号

(目的)

第1条 この達は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号。以下「訓令」という。）の規定を実施するため必要な事項を定めるとともに、防衛大学校（以下「大学校」という。）の使用する船舶について合理的な管理を行い、併せて安全な運航を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において「船舶」とは、機動船、カッター、ヨット、伝馬船及び滑席艇をいう。

(安全)

第3条 船舶を使用する場合は、常にその保安及び安全運行に留意するとともに、乗員の安全について万全を期さなければならない。

(艇指揮、艇長等の指名)

第4条 機動船の艇指揮は、3等海尉以上の自衛官、艇長は、3等海曹以上の自衛官の中から訓練課長が指名するものとする。

2 カッター、ヨット、伝馬船及び滑席艇（以下「カッター等」という。）の艇指揮、艇長の指名は訓練部長が行うものとする。

(艇指揮、艇長等の責任)

第5条 艇指揮は、艇長以下を指揮し、船舶運航の責任を有するものとする。

2 艇長は、艇指揮が指名されない場合又は事故等により欠けた場合は指定された

船舶の運航について責任を有する。

(使用)

第6条 船舶は、次の各号に掲げる場合に使用するものとする。

- (1) 教育訓練
- (2) 大学校の行事又は大学校の参加する行事
- (3) その他訓練部長が必要と認めた場合

(使用の手続)

第7条 教育訓練以外の目的に船舶を使用する場合は、訓練部長の許可を得るものとする(別記第1号様式)。ただし緊急を要する場合は、この限りでない。

(事故措置)

第8条 艇指揮又は艇長は、船舶について衝突、接触、乗揚、底触、てん覆、沈没、滅失、火災、行方不明又は艇体、機関の要部若しくは重要な設備の損害、属具の滅失き損及び船舶の運用に関連する人員の死亡(行方不明を含む。以下同じ。)若しくは負傷等の事故発生の場合は、人命の保安について万全な処置をとるとともに応急措置を講じ、直ちに事故速報(別記第2号様式)により、指揮系統を経て防衛大学校長(以下「学校長」という。)に報告するものとする。

(乗船人負)

第9条 船舶の最大乗船人員は、当該船舶ごとに定める定員表によるものとする。

- 2 艇指揮又は艇長は、天候、海上模様等の状況により適宜乗船人員を制限するものとする。

(日常整備)

第10条 船舶は、日常手入れ、整備及び補修を行い、その機能を最高度に維持するよう努めなければならない。

- 2 カッター、ヨット及び滑席艇の日常手入れは、学生隊が行うものとする。

(点検)

第11条 訓練課長は、船舶の整備状況を検査するため、毎月船舶及び属具等の点検を行うものとする。

(修理等の計画)

第12条 訓練課長は、船舶の特別修理、年次修理、入きよ、定期検査及び年次検査の年度計画を作成し、学校長の承認を得るものとする。

(改造)

第13条 訓練課長は、船舶の改造を必要とする場合は、次の事項を記載した計画書

を作成し、学校長の承認を得るものとする。

(1) 工事要領

図画、重量増減及び重心移動の見込書等

(2) 工事日数

工事開始期日及び完成期日

(3) 所要経費

船体、機関、電気別の工数、加工費、材料費、直接経費、一般管理費

(定期検査及び年次検査)

第14条 機動船の定期検査及び年次検査は、訓令第5条に基づき海上幕僚長の定める方法及び基準により行うものとする。

2 前項の検査を行う手続きは、次条第4項の規定に準じて行うものとする。

(修理)

第15条 特別修理は、当該船舶の定期検査を行うときに、併せて行うものとする。

2 年次修理は、当該船舶の年次検査を行うときに併せて行うものとする。

3 臨時修理を必要とする事例が発生した場合は、速やかにその状況を明示し、次項の手続きにより行うものとする。

4 修理の手続きは、第13条に規定する事項を記載した修理請求書を学校長に提出するものとする。

5 船舶の修理を実施する際は、搭載重量の増加及び重心位置の上昇をきたさないよう配慮し、製造当初の復原性能の維持を図るものとする。

6 カッター等については、毎年度1回次の表による検査を行うとともに修理を行うものとする。

船種 検査 の要領		カッター	伝馬船	ヨット	滑席艇
		外板	艇首材	艇首材	外板
	上縁材	上棚	竜骨	フレーム	
	縁材	中棚	艇尾板	斜交材	
	防げん帯	飾り板	軸受針	補強材	
	下帯	小べり	防げん材	ガンネル	
	内板	あお	甲板	支柱	

<p>衰朽・破損・接続部腐しよくの状態を詳細に検査する</p>	<p>検査箇所</p>	<p>竜骨材止板座座板掛柱座板座 副竜骨材止板座座板掛柱座板座 助動艇尾板背艇首座艇尾座艇尾床艇尾腰掛 クランプ敷足漕支柱かい柱マスト座 マストあしうけ かじ受軸針スリング装置 三重滑車揚収索滑車止眼環 シャックルダビット ぎ装品 か い</p>	<p>上小べりすべり杵貫横はりかっぱ板子座置板ばり戸立板子うけ板子杭板ろ子くお板 外板コーミングかじだ柄マストセンターボードセンターボードケース座席マストステップマストスチートブームフェアリーダータリートトラック滑車類シャックル類バンド索具類セール類 ぎ装品類</p>	<p>シート滑車レールレール木部リガーストレッチャーアングル止栓ローラークラッチオール</p>
---------------------------------	-------------	---	--	---

(入きよ)

第16条 機動船の入きよは、毎年次の標準により行うものとする。

内火艇 2回

内火通船及びコーチ艇 1回

2 入きよの手続きは、第13条に準じて行うものとする。

3 訓練課長は、入きよのため次の各号により準備を行うものとする。

(1) 船尾トリム1/50以内、左右傾斜0とする。

(2) 軽油及び引火しやすい物品のタンク又は格納所附近の工事を行う場合は、これを降ろす。

4 訓練課長は、入きよ中当該船舶の没水部の清掃及び塗装等の作業を行うとともに、次の部分の検査を行うものとする。

(1) 没水部の外板

(2) 保護亜鉛板

(3) かじ

(4) 吸水口、排水口、その他船外部に通じる部分

(5) プロペラ及びプロペラ軸系

(6) シヤフトブラケット

(老齢船舶の調査)

第17条 訓練部長（以下「調査実施者」という。）は、訓令第17条別表に定められる時期に最も近い定期検査の時期に、訓令第5条によるほか次の各号に掲げる事項について、詳細な調査を行うものとする。

(1) 船体強度構成部材の厚さ並びにその接続部の腐しよく及び衰朽の状態

(2) 主機の主要部分の腐しよく及び衰朽の状態

(3) 主要な電気機器、電路の腐しよく及び衰朽の状態

(4) 操だ装置及びかじの衰朽の状態

(5) 修理による主要性能維持の能否及び主要性能の回復に要する修理の程度

2 調査実施者は、調査を実施するため委員を指定するものとする。

3 調査については、技術研究本部長及び海上幕僚長と協議のうえ、実施するものとする。

4 調査実施者は、調査開始30日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した老齢船舶調査実施要領を作成し、学校長に提出するとともに、技術研究本部長及び海上幕僚長に通知するものとする。

- (1) 船舶の履歴
- (2) 主な要目（船質基準排水量、又は載荷重量、主要寸法、速力、機関型式、出力）
- (3) 実施期日
- (4) 実施場所
- (5) 実施要領
- (6) 委員及び委員の分担
- (7) その他必要と認める事項

5 調査実施者は、調査終了後30日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、学校長に3部提出するとともに、その写を技術研究本部長及び海上幕僚長にそれぞれ送付するものとする。

- (1) 船舶の履歴
- (2) 主な要目（船質基準排水量、又は載荷重量、主要寸法、速力、機関型式、出力）
- (3) 実施期日
- (4) 実施場所
- (5) 委員及び委員の分担
- (6) 実施経過
- (7) 調査成績表（別記第3号様式）
- (8) 次期特別修理の概算（別記第4号様式）
- (9) 継続使用の可否に関する意見
- (10) 除籍の時期に関する意見
- (11) 総合所見

（製造時等の検査の実施）

第18条 船舶の製造、改造及び修理に際しては、船舶検査規則（昭和33年防衛庁訓令第53号）第4条に基づき訓練課長が検査を行うものとする。

（記録及び報告）

第19条 訓練課長は、当該船舶ごとに船舶記録、機関日誌、来歴簿を備え、船舶運航、改造、検査、修理、試験等を行った場合は、その実施事項を記録するものとする。

2 訓練課長は、毎月船舶行動実績及び現況月報（別記第5号様式）並びに船用燃料消費月報（別記第6号様式）を作成し翌月10日までに学校長に提出するものとする。

する。

附 則

- 1 この達は、昭和44年2月24日から施行し、昭和44年1月1日から適用する。
- 2 舟艇の管理に関する達（昭和31年防衛大学校達第14号）は、廃止する。

附 則（昭和57年7月26日防衛大学校達第3号）

この達は、昭和57年7月26日から施行する。

附 則（平成元年4月20日防衛大学校達第8号）

- 1 この達は、平成元年4月20日から施行し、1月8日から適用する。
- 2 この達は、施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、訂正して使用することができる。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

船舶使用申請書

	平成 年 月 日					使用許可 権者印
申請者所属 課教室名	電話 課		所属長 印			
申請者 階級(等) 氏名						訓練課長
使用艇	機 動 × 隻 船	カ ッタ ー × 隻	ヨ ッ × 隻 ト	伝 馬 × 隻 船	滑 席 × 隻 艇	訓練課長 補佐
使用日時 (使用時間)	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 ()					海上訓練 企画係長
行動海面						
目的						舟艇係長
同乗者数						係員
◎ 使用艇		◎ 艇 員	艇指揮 艇長 艇員			

注：請求は2日前までに、◎印は記入しないこと。
使用艇は○で囲み隻数を記載する。

別記第2号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

防衛大学校長 殿

所属 階級（等） 氏名 印

船舶事故速報

事故発生船舶の名称	
事故発生日時、場所等	
事故関係書の氏名等	
死亡者についてはその氏名その他参考となる事項 負傷者についてはその具体的な症状その他参考となる事項 他の施設若しくは物件の滅失、損壊についてはその概要	
当時の状況及び事故の概要	
事故の推定原因	
事故に対する措置事項	
その他の事項	

別記第3号様式（第17条関係）

老 齡 船 舶 調 査 成 績 表

船舶名 _____

船体
機関部
電気

調査期間 平成 年 月から
平成 年 月まで

区 分	調 査 箇 所	調 査 実 施 事 項	調 査 の 結 果
(記載例) 防 水 部	(記載例) 防 水 区 画	調査を実施する方法 及び程度を記載する。	
主 機	ピ ス ト ン		
電 源 装 置	発 電 機		

別記第4号様式（第17条関係）

概 算 経 費 表

船舶名

	船 体	機 関	電 気	合 計
材 料 費				
工 数				
工 費				
直 接 費				
合 計				

別記第6号様式（第19条関係）

船用燃料消費月報

	軽油					内燃機油					ガソリン				
	前月末 残量	同月 受入量	計	当月 消費量	当月 残量	前月末 残量	同月 受入量	計	当月 消費量	当月 残量	前月末 残量	同月 受入量	計	当月 消費量	当月 残量
倉庫															
機動船号															
〃															
〃															
〃															
〃															
〃															
〃															